

出席停止について

学校感染症に罹患した場合、学校保健安全法第19条の規定により出席停止の取り扱いをいたします。出席停止の対象となる感染症の種類と出席停止期間の基準は次の通りです。この期間は欠席扱いになりませんので、治療に専念していただきますようお願いいたします。医師に登校を許可された段階で、治療証明書に記入してもらい、登校時学校へ提出してください(医師による治療証明書は、有料になることがありますので、御承知下さい)。

| | 感染症の種類 | 出席停止期間 |
|-----|--|---|
| 第1種 | エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 パスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 シフテリア 重症急性呼吸器症候群 <small>(病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る)</small> 鳥インフルエンザ <small>(病原体がインフルエンザウイルス A 属 インフルエンザ A ウイルスであってその血清型が H5N1 であるものに限る)</small> | 治療するまで |
| 第2種 | インフルエンザ <small>(鳥インフルエンザ H5N1 を除く)</small> | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| | 麻疹 | 解熱した後3日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎 | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| | 風疹 | 発疹が消失するまで |
| | 水痘 | すべての発疹が痂皮化するまで |
| | 咽頭結膜熱 | 主要症状が消退した後2日を経過するまで |
| | 結核 髄膜炎 菌性髄膜炎 | ※ただし症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められた場合は、この限りではない 病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで |
| 第3種 | コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症 | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |

治癒証明書

(本人記入欄)

倉敷翠松高等学校 年 組 番

氏 名

生年月日 平成 年 月 日生

疾病名：

期 間：令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

上記疾病が治癒したことを証明します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師氏名

印

担任記入欄

◎欠席開始日

◎出校日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

◎出席停止日数

◎確認

日

担任 → 学年主任 → 保健主事 → 養護教諭

◎備考